平成２２年（フ）第９２０１号
神戸市東灘区御影本町８丁目６番７号、前住所大阪市中央区道修町３丁目３番10号
破産者　関　　充男
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０４号
大阪府豊中市赤阪１－２－９、開始決定時の住所大阪府豊中市本町９丁目８番60―304号
破産者　岩手　孝史
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９０号
大阪市東淀川区淡路３―17―４―101、住民票上の住所大阪市淀川区十三本町１丁目20番11―810号
破産者　松下美智代
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２８号
大阪市淀川区東三国２丁目９番18―304号、住民票上の住所大阪府門真市北岸和田１丁目14番13号
破産者　髙須賀　良
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４号
大阪府寝屋川市明徳２丁目15番32―402号
破産者　生田　元彦
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７号
大阪市西成区山王１―17―６―601、住民票上の住所大阪府豊中市西緑丘３丁目５番15号
破産者　今東　成人
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７号
大阪府枚方市香里園山之手町49番50号
破産者　ＴＭ工建こと　谷山　清視
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６号
大阪市淀川区新北野２丁目12番７号
破産者　松岡　智光
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５５号
大阪市城東区諏訪４丁目13番２号　ロイヤルメゾンテル303
破産者　平阪　忠行
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２８号
北九州市八幡西区引野１丁目24番８号
破産者　山内　信子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県霧島市福山町福山4706番地41
破産者　福森　雅志
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目16番25号　セジュールウィルモアＢ棟201号室
破産者　日置奈津代
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
富山県射水市中太閤山12丁目１番地　県営住宅58―204、開始決定時の住所富山県中新川郡上市町横法音寺125番地
破産者　堀田　秀一
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
富山市山室93番地１
破産者　中川　順治
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
静岡県御前崎市池新田4274番地の11　Ｂ－４号
破産者　大石　俊明
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
兵庫県明石市西明石西町１丁目９番８号
破産者　柴田　孝幸
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
兵庫県明石市大久保町大窪440番地の８
破産者　戸伏　修司
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係